

第一期広野町地域福祉計画

【令和5年度～令和9年度】



1 地域福祉とは

私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、また、障がいのある方や外国人など、様々な方が住んでいます。地域とのつながりが弱くなり、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭の孤立や、高齢者の孤独死などの生活課題が顕在化するようになっていきます。

「地域福祉」とは、全ての住民が安心して生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、住民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で力を合わせて、様々な生活課題の解決に取り組むことを言います。

2 地域福祉を進めるためには

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「公助・共助」の視点が重要なポイントです。自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、町民同士で支え合い、助け合う「互助」が求められます。一方、町民の活動やボランティアによる取組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助・共助」が行政の役割です。



町民一人ひとりができること

- ・普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



隣近所・地域のみんでできること

- ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- ・地域活動の情報を発信する。
- ・隣近所で支え合う。



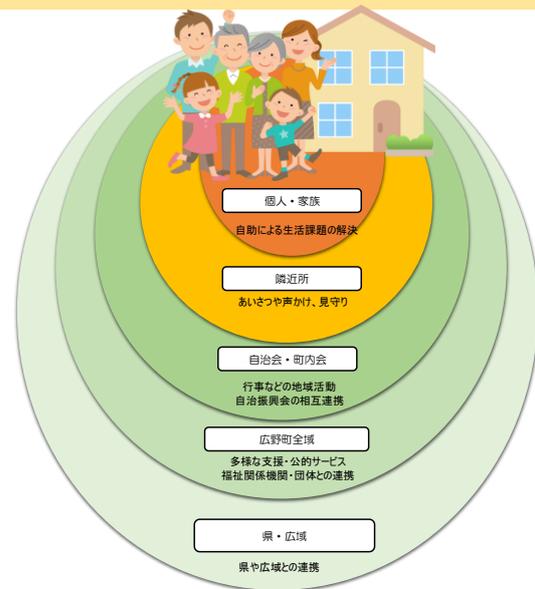
行政が取り組むこと

- ・地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
 - ・地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。
 - ・公的支援の充実を図る。
- ※共助は制度化された相互扶助（医療、年金、介護保険、社会保険制度など）、公助は公的な仕組み

3 福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「隣近所」、「自治会・町内会」、「広野町全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。



4 計画の基本理念と基本目標

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、第五次広野町町勢振興計画のまちづくりの基本理念のうちのひとつである「生涯を通じて、安全・安心に暮らせるあたたかく住みよいまち」を基本理念として掲げます。

基本
理念

生涯を通じて、安全・安心に暮らせる
あたたかく住みよいまち

保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

基本目標 1 地域で福祉を支えるまちづくり

基本目標 2 必要な支援を受けられるまちづくり

基本目標 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

5 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1 地域で福祉を支えるまちづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。

住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

基本施策

- (1) 地域福祉の意識の醸成
- (2) 地域での交流の推進
- (3) 地域活動・ボランティア活動の促進
- (4) 地域福祉を支える人材の確保と育成
- (5) 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標2 必要な支援を受けられるまちづくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

基本施策

- (1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実
- (2) 多様な課題に対応できる福祉サービスの充実と質の向上
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 生活困窮者自立支援対策の推進

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な方が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進し、地域の支え合う力をより一層高めるため、住民や関係団体、行政が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを促進します。

基本施策

- (1) 地域福祉のネットワークづくり
- (2) バリアフリー社会の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 災害時の支援体制の充実
- (5) からだと心の健康づくり

6 計画の推進

住民の理解 と参画の 促進

地域福祉に対する住民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、住民をはじめ、関係団体・機関との連携強化を図り、配慮が必要なひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭などを支えるネットワークづくりに取り組みます。

庁内関係各 課との連携

地域福祉について全庁的な取組を図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、健康福祉課内をはじめ庁内関係各課との連携を強化します。

関係機関 との連携

成年後見制度や生活困窮者自立支援制度など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

第一期広野町地域福祉計画 概要版

広野町 健康福祉課

〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

TEL : 0240-27-2113

FAX : 0240-27-1355

